

川崎市消防団員任免条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 第2条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者 (2) (略)	○川崎市消防団員任免条例 昭和23年11月1日条例第62号 第2条 (略) 2 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わってから2年を経過しない者 (2) (略)